

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が 発行されます～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さん等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料もあわせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるため、年末調整や確定申告を行うときに必要なもの

保険料を納付したことを証明する書類（領収証書、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

平成30年1月1日（月・祝）から10月1日（月）までの間に国民年金保険料を納められた方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定です。（9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、11月中旬頃送られる予定です。）

また、平成30年10月2日（火）から12月31日（月）までの間に、今年をはじめ国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

問 『控除証明書』の問い合わせ先（ねんきん加入者ダイヤル） ☎ 0570-003-004
※ 050 から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525
〈受付期間〉平成30年11月1日（木）～平成31年3月15日（金）
〈受付時間〉月～金曜 8時30分～19時・第2土曜 9時～17時
（土・日・祝日（第2土曜を除く）、12月29日～1月3日を除く）

11月は「ねんきん月間」、 11月30日（いいみらい）は「年金の日」です！

年金保険料、納めていますか？この機会に年金加入状況の確認を！

11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」です。

ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用いただき、ご自身の年金記録の定期的な確認や年金見込額を試算してください。「ねんきんネット」のご利用登録は、日本年金機構ホームページからお願いします。

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616（自動音声案内） [ねんきんネット](#) [検索](#)

いいみらい
11月30日は
年金の日

日本年金機構幡多年金事務所による

年金相談

問 市民課年金係 ☎ 63-1112

日時 11月20日（火）
10時～12時、13時～15時

場所 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係

受付時間 8時30分～

予約 相談には**予約が必要**です。ご予約はお早めに。

必要なもの

- 年金手帳や年金証書
- 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
- 認め印 ●本人確認ができるもの

代理人の場合

- 委任状
- 委任者の本人確認できるもの
- 代理人の本人確認できるもの

※詳細については、予約の際にお尋ねください。

お誕生おめでとう
(平成30年9月受付分)

住所	赤ちゃん	保護者
山奈町芳奈	いしかわ 石川 葵唯	洋一
小筑紫町伊与野	よりのおか 依岡 尚玄	航平
宇須々木	もりした 森下 月翔	憲一

ご冥福をお祈りします
(平成30年9月受付分)

住所	氏名	享年
幸町	仲上 末光	95
平田町黒川	井垣 順一	89